株　主　各　位

証券コード 6654
2025年４月８日
電子提供措置の開始日
2025年４月２日
京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
不二電機工業株式会社
代表取締役社長　八　木　達　史

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.fujidk.co.jp/ir/meeting.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6654/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、５頁の「議決権行使についてのご案内」に従い、2025年４月23日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後５時15分）までに議決権を行使して下さいますよう、お願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
**　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。**

【インターネットによる議決権行使の場合】
**　６頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2025年４月24日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

2．場　　所　滋賀県草津市野村三丁目４－１　当社草津製作所　本館三階講堂

3．目的事項

報告事項　第67期（自　2024年２月１日　至　2025年１月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

・書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

その他本招集ご通知に関するご案内事項

・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の前記の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①　事業報告の新株予約権等に関する事項
②　事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
③　事業報告の会社の支配に関する基本方針
④　計算書類の個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

・当日は、最寄駅であるＪＲ草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスを、ＪＲ草津駅西口にご用意しておりますので、ご利用下さい。
・会場や開始時間の変更など、株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fujidk.co.jp/ir/meeting.html）にてお知らせいたします。
・株主の皆様へのお土産は廃止しておりますので、予めご了承下さい。

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。

スマート招集

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。
下記のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧下さい。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/6654/

1 **招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能**
スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2 **インターネットによる議決権行使が身近に**
インターネット議決権行使ウェブサイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3 **マルチデバイスに対応**
株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会に
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2025年４月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2025年４月23日（水曜日）
午後５時15分到着分まで

インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限

2025年４月23日（水曜日）
午後５時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

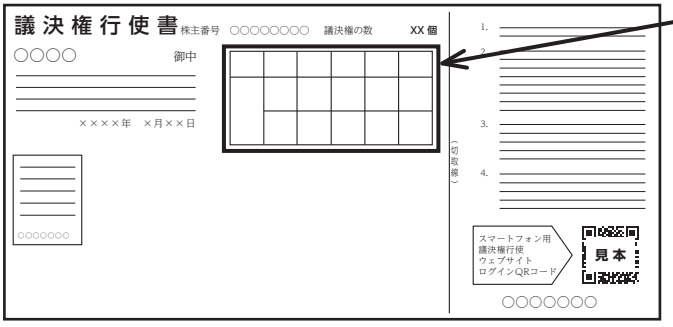

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入下さい。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。**

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。

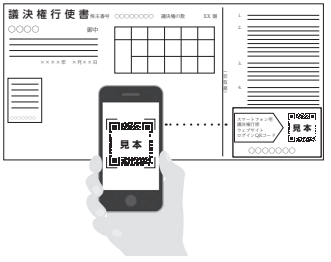

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。

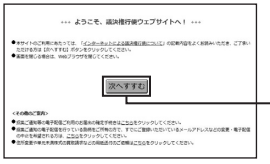

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

事　業　報　告

（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）

Ⅰ．会社の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

⑴　全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しに足踏みが見られましたが、企業収益が改善し、生産活動に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復が続きました。

今後は雇用・所得環境が改善し、引き続き景気は緩やかに回復すると見込んでおりますが、国内における継続的な物価上昇、海外における地政学リスクや金利水準の高止まりなどが懸念され、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では重電機器、一般産業、電鉄・車両業界、海外ではアジアや中東各国を重点に営業活動を行った結果、テレフォンリレーや試験用端子が減少しましたが、主力の汎用端子台やＩ／Ｏターミナルが増加したことから、売上高は3,927百万円（前年同期比5.5％増）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を上回りましたが、製造原価ならびに販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は302百万円（前年同期比24.4％減）、経常利益は346百万円（前年同期比18.5％減）となりました。当期純利益は、前事業年度においては投資有価証券売却益104百万円を計上していましたが、当事業年度においてはその発生がなかったため、240百万円（前年同期比31.3％減）となりました。

⑵ 製品分類別概況

・制御用開閉器

補助スイッチや鉄道車両用スイッチが増加したことから、売上高は1,027百万円（前年同期比11.7％増）となりました。

・接続機器

大電流接触子や試験用端子が減少しましたが、主力の汎用端子台やコネクタ端子台が増加したことから、売上高は1,609百万円（前年同期比5.0％増）となりました。

・表示灯・表示器

各種表示器や鉄道車両用表示灯が増加したことから、売上高は501百万円（前年同期比14.8％増）となりました。

・電子応用機器

Ｉ／Ｏターミナルが好調に推移しましたが、テレフォンリレーが減少したことから、売上高は709百万円（前年同期比2.0％減）となりました。

・仕入販売

スマートソリューション（仕入販売）事業は終息しましたが、事業終息前に獲得した受注案件の売上を計上したことから、売上高は70百万円（前年同期比31.1％減）となりました。

・その他

電気制御機器以外の売上高は８百万円（前年同期比9.6％増）となりました。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当事業年度においては、特記すべき資金調達はありません。

(2) 設備投資

① 当事業年度中における設備投資総額は、124百万円であります。

② 当事業年度中における主要な設備投資は、次のとおりであります。

BMZカドコンカシメ装置	17百万円
金型投資	32百万円

なお、重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

3．直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分	第 64 期	第 65 期	第 66 期	第 67 期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当事業年度)
売上高	3,721,785	3,707,244	3,723,518	3,927,448
経常利益	274,133	374,497	425,705	346,751
当期純利益	191,243	262,528	349,923	240,483
１株当たり当期純利益	33円34銭	46円77銭	63円05銭	43円94銭
総資産	11,004,191	10,869,981	11,279,181	11,208,280
純資産	10,286,741	10,167,593	10,446,949	10,373,310
１株当たり純資産額	1,789円50銭	1,831円24銭	1,880円31銭	1,935円09銭

（注）１．１株当たり当期純利益については期中平均発行済株式総数から、１株当たり純資産額については期末発行済株式総数から、それぞれ自己株式数を控除して算出しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4．対処すべき課題

当社の主力である重電機器市場は、システムのデジタル化を中心とした電力ネットワークの次世代化、再生可能エネルギーの活用や電力網のレジリエンス強化のため、広域連携系統の整備が進んでおり、そのニーズの変化とともに、事業環境は大きく、かつ急速に変化しております。

当社は「利益拡大への取組み強化」、「働きがいのある職場環境の整備」、「サステナブルへの取組み推進」を経営の重点項目としております。

事業拡大のため、当社の既存の強みを追求するとともにデジタル化、省力化・省人化に対応した製品開発を迅速に進めていくことが必須となっております。また、新規事業への挑戦として外販用の装置製作と金型製作の２つの技術を基礎に、省力化・省人化のニーズに直面する様々な産業へ展開してまいります。

利益拡大のためにはコスト体質の改革が課題であり、業務のシステム化、工場の効率的運用、不良を生まない品質体制の強化によりコスト競争力を高めてまいります。

上記課題を解決するためには人材の確保・育成が不可欠であることから、「エンゲージメント向上」及び「ダイバーシティ推進」によって働きがいのある職場環境を整備してまいります。

さらに世界的な課題としてのサステナブル社会実現のため、「社会インフラに安心安全を暮らしにやさしさを」、「環境にもやさしさを」、「人の成長を促し働きがいのある企業づくり」をテーマに高品質・高信頼性の製品提供、障がい者の活躍支援や温室効果ガスの排出量削減を進めてまいります。

5．事業内容

制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器の製造販売

当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

⑴　制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

⑵　接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネクタ、コネクタ端子台、試験用端子、大電流接触子

⑶　表示灯・表示器

ＬＥＤ表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄道車両用表示灯

⑷　電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニット、テレフォンリレー

6．営業所及び工場ならびに従業員の状況

(1) 営業所及び工場

本　　社	京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地
東京オフィス	東京都港区
草津製作所	滋賀県草津市
みなみ草津工場	滋賀県草津市
新旭工場	滋賀県高島市

(2) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	5名減	42歳5ヵ月	17年8ヵ月

（注）　上記従業員数にはパートタイマー147名を含んでおりません。

7．親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

8．借入先及び借入額

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社京都銀行	70,000

Ⅱ．株式に関する事項（2025年１月31日現在）

１．　発行可能株式総数　　26,676,000株

２．　発行済株式の総数　　6,469,000株（うち自己株式 1,112,830株）

（注）2024年９月20日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は200,000株減少し、6,469,000株となっております。

３．　当事業年度末の株主数　　10,125名

４．　上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
藤本豊士	847	15.82
公益財団法人藤本奨学会	650	12.13
京都中央信用金庫	150	2.80
株式会社京都銀行	132	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	73	1.37
ＭＭ Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ株式会社	72	1.35
不二電機工業従業員持株会	61	1.14
大塚歓一郎	59	1.11
日本生命保険相互会社	56	1.04
藤本遼平	50	0.94

（注）１．持株比率は自己株式を控除して算出しております。
２．当社は当事業年度末において自己株式1,112千株を保有しておりますが、上記「上位10名の株主」からは除外しております。

５．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	普通株式　4,700株	５名

（注）上記は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する「譲渡制限付株式報酬」制度に基づき交付されたものであります。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
八木達史	代表取締役社長	
志萱章宏	常務取締役	執行役員 技術営業部門統括 技術部長
佐々木誠仁	取締役	執行役員 経営企画室長兼 M^3エンジニアリング部長
中清水毅	取締役	執行役員 経営管理部門統括 人事部長
下村徳子	取締役	執行役員 総務部長
吉村良一	取締役	吉村建設工業株式会社 代表取締役
藤居和義	取締役（監査等委員・常勤）	
佐賀義史	取締役（監査等委員）	檜山・佐賀法律事務所 所属
伊原友己	取締役（監査等委員）	弁護士知財ネット 専務理事
西健晴	取締役（監査等委員）	公認会計士 税理士 西健晴事務所所長 あやめ監査法人パートナー

（注）1．取締役吉村良一氏及び取締役（監査等委員）佐賀義史氏、伊原友己氏、西健晴氏は社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）佐賀義史氏及び伊原友己氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3．取締役（監査等委員）西健晴氏は公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
なお、取締役吉村良一氏及び取締役（監査等委員）佐賀義史氏、伊原友己氏、西健晴氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、藤居和義氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5．取締役（監査等委員）富山竜二氏は2024年４月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

6．取締役（監査等委員）志萱章宏氏は2024年４月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任し、取締役に就任いたしました。
7．取締役藤居和義氏は2024年４月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任し、取締役（監査等委員）に就任いたしました。
8．2024年４月24日開催の第66回定時株主総会において、西健晴氏が新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

２．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

契約期間は１年間で、契約更新時には同内容で更新し、保険料は全額当社が負担しております。

３．　取締役の報酬等の決定に関する方針等

⑴　取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、予め代表取締役１名と社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）４名で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長：社外取締役）で審議を経た上で、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役職及び職責に応じた報酬等に関する基準（以下、「報酬基準」と言います。）を決定し、その報酬基準に従い、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、個人別の報酬額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値最大化に対する意欲を高めるため、固定報酬（基本報酬及び譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等（賞与）で構成しており、報酬基準において、固定報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランスを考慮し、基本報酬と譲渡制限付株式報酬とに按分した金額を定めております。

なお、基本報酬は月例定額としております。

業績連動報酬等（賞与）は、報酬基準において、本業での利益を示す営業利益等を指標とし、当該指標の達成率に応じて役職及び職責別に算出する基準を定めており、各事業年度において、報酬基準に従い報酬額を取締役会により決定しております。業績連動報酬等（賞与）の支給は各事業年度につき１回としておりますが、当事業年度においては実績が営業利益（３段階）等の所定の基準を満たさなかったため、業績連動報酬等（賞与）はございませんでした。

固定報酬のうち、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）は、株式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、報酬基準において役職及び職責に応じた報酬を定めております。非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給は各事業年度につき１回としております。

なお、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

監査等委員である取締役の報酬は、報酬基準によって、月例定額である基本報酬のみで構成されており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑵　当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬等諮問委員会が取締役会において決定した報酬基準の整合性を含め、審議・答申し、取締役会は、当該答申の内容を確認した上で、取締役の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、上記の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

4．取締役の報酬等の総額等

区　　分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち、社外取締役）	7名 （1名）	63,270千円 （3,480千円）	58,290千円 （3,480千円）	4,980千円 （　－　）	－ （　－　）
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	6名 （4名）	22,440千円 （10,440千円）	22,440千円 （10,440千円）	－ （　－　）	－ （　－　）
合　　計 （うち、社外取締役）	13名 （5名）	85,710千円 （13,920千円）	80,730千円 （13,920千円）	4,980千円 （　－　）	－ （　－　）

（注）1．上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、2024年４月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。当該取締役１名につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、報酬等の額と員数につきましては、取締役在任期間分は取締役（監査等委員で取締役を除く。）に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2．上記の取締役（監査等委員）には、2024年４月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）２名（うち、社外取締役１名）を含んでおります。このうち、取締役（監査等委員）１名につきましては、同株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任した後、取締役に就任したため、報酬等の額と員数につきましては、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に、取締役在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に含めて記載しております。

3．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。
上表のほか、使用人兼務取締役（４名）に対する使用人分給与相当額（含賞与）として、35,786千円支給しております。

4．取締役の報酬限度額は、2016年４月26日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。うち、社外取締役は20百万円以内）、監査等委員である取締役が年額30百万円以内と決議いただいております。
なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち、社外取締役１名）、取締役（監査等委員）は４名であります。
また、この報酬限度額とは別枠で、2018年４月24日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は６名であります。
なお、これにより、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

5．非金銭報酬等は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式による報酬額であり、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ．株式に関する事項（2025年１月31日現在）５．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	重要な兼職先	当　社　と　の　関　係
取　締　役	吉村良一	吉村建設工業株式会社 代表取締役	当社と吉村建設工業株式会社との間には、特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	佐賀義史	檜山・佐賀法律事務所 所属	当社と檜山・佐賀法律事務所との間には、特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	伊原友己	弁護士知財ネット 専務理事	当社と弁護士知財ネットとの間には、特別の関係はありません。
取　締　役 （監査等委員）	西　健晴	公認会計士 税理士 西健晴事務所所長 あやめ監査法人 パートナー	当社と公認会計士 税理士 西健晴事務所及びあやめ監査法人との間には、特別の関係はありません。

6． 社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	吉 村 良 一	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、指名・報酬等諮問委員会５回のすべてに出席し、積極的に発言しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の審議・決定プロセスを監督し、取締役会に対して独立した立場から助言を行っております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員長として企業統治の透明性や客観性確保のための主導的な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	佐 賀 義 史	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべて、指名・報酬等諮問委員会５回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	伊 原 友 己	当事業年度開催の取締役会16回のすべて、監査等委員会12回のすべて、指名・報酬等諮問委員会５回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に弁護士・弁理士として知的財産等の法務に関する専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	西　　健 晴	2024年４月24日就任以降当事業年度開催の取締役会13回のすべて、監査等委員会10回のすべて、指名・報酬等諮問委員会４回のすべてに出席し、積極的に発言しております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役の職務執行を監督し、監査等委員として取締役への実効的な監査を実施しております。また、取締役等の人事や報酬基準について取締役会に答申する指名・報酬等諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

1． 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2． 当事業年度に係る報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る報酬等の額	23,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,100千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3． 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である基幹システム導入に関する助言業務を委託しております。

4． 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会で選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の旨と理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

貸借対照表

（2025年１月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,553,712**	**流動負債**	**647,178**
現金及び預金	3,780,363	買掛金	107,712
受取手形	30,230	短期借入金	120,000
電子記録債権	340,796	未払金	76,851
売掛金	1,179,720	未払費用	51,336
製品	226,750	未払法人税等	46,303
仕掛品	399,295	未払消費税等	41,277
原材料	551,320	賞与引当金	54,470
前払費用	17,904	製品保証引当金	141,870
その他	27,330	その他	7,356
固定資産	**4,654,568**	**固定負債**	**187,792**
有形固定資産	**2,887,461**	退職給付引当金	119,214
建物	1,325,393	繰延税金負債	51,593
構築物	2,837	その他	16,983
機械及び装置	130,908	**負債合計**	**834,970**
車両運搬具	8,367	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	57,820	**株主資本**	**9,915,286**
土地	1,347,479	資本金	1,087,250
建設仮勘定	14,654	資本剰余金	1,704,240
無形固定資産	**4,792**	資本準備金	1,704,240
ソフトウェア	4,545	利益剰余金	8,370,554
その他	247	利益準備金	271,812
投資その他の資産	**1,762,314**	その他利益剰余金	8,098,742
投資有価証券	1,247,691	配当平均積立金	400,000
長期前払費用	4,828	別途積立金	7,050,000
その他	509,793	繰越利益剰余金	648,742
		自己株式	△ 1,246,757
		評価・換算差額等	**449,366**
		その他有価証券評価差額金	449,366
		新株予約権	**8,656**
資産合計	**11,208,280**	**純資産合計**	**10,373,310**
		負債及び純資産合計	**11,208,280**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,927,448**
売上原価		**2,677,649**
売上総利益		**1,249,799**
販売費及び一般管理費		**947,595**
営業利益		**302,203**
営業外収益		
受取利息	2,259	
有価証券利息	685	
受取配当金	22,569	
投資事業組合運用益	12,013	
受取賃借料	4,027	
助成金収入	1,703	
為替差益	926	
その他営業外収益	1,918	**46,103**
営業外費用		
支払利息	1,154	
支払手数料	401	**1,555**
経常利益		**346,751**
特別利益		
固定資産売却益	45	**45**
特別損失		
固定資産除却損	788	**788**
税引前当期純利益		**346,008**
法人税、住民税及び事業税	116,524	
法人税等調整額	△ 10,999	**105,524**
当期純利益		**240,483**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年２月１日残高	1,087,250	1,704,240	8,017	1,712,257	271,812	400,000	7,050,000	818,637	8,540,450	△1,251,734	10,088,223
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 194,373	△ 194,373		△ 194,373
当期純利益								240,483	240,483		240,483
自己株式の取得										△ 224,287	△ 224,287
自己株式の処分			△ 23	△ 23						5,264	5,240
自己株式の消却			△ 7,993	△ 7,993				△ 216,006	△ 216,006	224,000	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 8,017	△ 8,017	－	－	－	△ 169,895	△ 169,895	4,976	△ 172,936
2025年１月31日残高	1,087,250	1,704,240	－	1,704,240	271,812	400,000	7,050,000	648,742	8,370,554	△1,246,757	9,915,286

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2024年２月１日残高	350,069	8,656	10,446,949
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 194,373
当期純利益			240,483
自己株式の取得			△ 224,287
自己株式の処分			5,240
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	99,297		99,297
事業年度中の変動額合計	99,297	－	△ 73,639
2025年１月31日残高	449,366	8,656	10,373,310

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年3月７日

不二電機工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　戸　脇　美　紀

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二電機工業株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年２月１日から2025年１月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年３月10日

不二電機工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　藤　居　和　義　㊞

監査等委員　佐　賀　義　史　㊞

監査等委員　伊　原　友　己　㊞

監査等委員　西　　健　晴　㊞

(注) 監査等委員 佐賀義史及び伊原友己及び西健晴は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、企業価値向上に向けて、技術開発、人材育成、ＩＴ（情報技術）化、生産合理化など、成長投資のための内部留保を確保した上で、目標配当性向を50％とし、長期安定配当することを利益配分の基本方針としております。

つきましては、上記の方針及び当期の業績、経営環境を考慮し、当事業年度の期末配当を１株当たり16円00銭といたしたいと存じます。

なお、先に１株当たり16円00銭の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は１株当たり32円00銭となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金16円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、85,698,720円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2025年４月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	八木達史（やぎさとし） (1974年２月26日生)	1996年４月　当社入社 2016年２月　当社技術営業部技術部長 2017年２月　当社執行役員技術営業部門統括技術営業部技術部長 2017年９月　当社社長付執行役員技術営業部門統括 2018年４月　当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 開発・製品戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、2018年４月より当社代表取締役社長に就任しています。 引き続き製品開発や事業戦略についての豊富な知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としました。	31,600株
2	志萱章宏（しがやあきひろ） (1960年５月26日生)	1983年４月　当社入社 2004年２月　当社生産部門執行役員生産グループ部長 2008年２月　当社生産統括執行役員生産グループ部長 2008年４月　当社取締役上席執行役員生産統括生産グループ部長 2009年８月　当社取締役技術グループ部長 2011年２月　当社取締役技術営業部門統括技術営業部長 2013年２月　当社取締役生産部門統括草津製造部長 2015年２月　当社取締役管理部長 2016年２月　当社取締役生産部門統括 2016年４月　当社取締役常勤監査等委員 2024年４月　当社常務取締役執行役員技術営業部門統括技術部長（現任） 取締役候補者とした理由 開発・製品戦略及び生産・品質管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2008年４月から当社取締役、2016年４月から2024年４月まで当社監査等委員である取締役、2024年４月より当社常務取締役を務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としました。	16,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	佐々木（ささき） 誠仁（あきひと） (1972年４月７日生)	1994年４月　当社入社 2013年２月　当社執行役員技術営業部技術部長 2016年２月　当社執行役員みなみ草津製造部長兼生産技術部長 2016年４月　当社取締役生産部門統括みなみ草津製造部長兼生産技術部長 2018年４月　当社取締役執行役員生産部門統括草津製造部長兼生産技術部長 2020年２月　当社取締役執行役員生産部門統括草津製造部長兼M[3]エンジニアリング部長 2021年２月　当社取締役執行役員生産部門統括新旭製造部長兼M[3]エンジニアリング部長 2024年２月　当社取締役執行役員経営企画室長兼M[3]エンジニアリング部長（現任） 取締役候補者とした理由 開発・製品戦略及び生産・品質管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2016年４月から当社取締役を務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としました。	9,400株
4	中清水（なかしみず） 毅（つよし） (1974年２月10日生)	1994年４月　当社入社 2015年２月　当社執行役員新旭製造部長 2017年２月　当社執行役員草津製造部長 2018年４月　当社取締役執行役員人事部長 2021年２月　当社取締役執行役員経営管理部門統括人事部長（現任） 取締役候補者とした理由 生産・品質管理及び人事・人材開発に関する豊富な知識と経験を有しており、2018年４月から当社取締役を務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としました。	6,500株
5	下村（しもむら） 徳子（のりこ） (1974年７月２日生)	1999年10月　中央監査法人入所 2003年４月　公認会計士登録 2006年２月　中央青山監査法人退所 2006年７月　当社入社 2015年２月　当社執行役員総務部長 2018年４月　当社取締役執行役員経営管理部門統括総務部長 2021年２月　当社取締役執行役員総務部長（現任） 取締役候補者とした理由 公認会計士としての専門知識と経験を有し、当社において経理、財務及び内部統制構築等の業務を担い、2018年４月から当社取締役を務めています。 引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としました。	9,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	吉村 良一（よしむら りょういち） (1958年10月２日生)	1981年４月　株式会社錢高組入社 1983年９月　吉村建設工業株式会社入社 1983年12月　同社取締役 1997年４月　同社取締役営業部長 2001年８月　同社専務取締役大阪営業所長 2009年６月　同社取締役社長 2011年３月　同社代表取締役（現任） 2020年４月　当社社外取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営者としての経験及び見識をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。 取締役会が当社の企業価値向上に資するための経営戦略の立案、経営計画の決定を行う過程において、取締役会で適切な議論がなされているかを監督し、取締役会に対し独立した立場から助言を行うことの他、指名・報酬等諮問委員会の委員長として取締役等の人事や報酬決定プロセスに関し議論し、取締役会へ答申することで、企業統治に関する透明性や客観性の確保に寄与することを期待しています。 なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって５年となります。	1,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．吉村良一氏は社外取締役候補者であります。
３．吉村良一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。
４．取締役候補者の選任にあたっては、代表取締役１名と社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）４名で構成される「指名・報酬等諮問委員会」での審議を経て、取締役会で決定しております。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の職務に関し被保険者が損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任議案が承認された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

ご参考：本定時株主総会終結後の取締役会の体制（予定）及び期待するスキル

	氏　名	スキル								
		企業経営	開発・製品戦略	人事・人材開発	営業・販売管理	生産・品質管理	リスク管理	法務・コンプライアンス	財務・会計	独立性
取締役（監査等委員である取締役を除く）	八木　達史	○	○		○		○			
	志萱　章宏		○		○	○	○			
	佐々木　誠仁		○	○		○	○			
	中清水　毅			○		○	○			
	下村　徳子						○	○	○	
	吉村　良一	○		○			○			○
取締役（監査等委員）	藤居　和義					○	○	○		
	佐賀　義史						○	○		○
	伊原　友己						○	○		○
	西　　健晴						○		○	○

※各取締役に特に期待するスキルを最大４個まで記載しております。上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社の取締役会の構成と取締役のスキルに関する方針について

1．当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、取締役会を弁護士、公認会計士、企業経営経験者である社外取締役と、代表取締役の他に当社の業務に精通した社内出身の取締役で構成し、その規模については、業務執行の機動性向上及び取締役会による監督ならびに監査等委員会による監査の実効性確保のために必要な員数とすることを基本方針としております。

2．取締役のスキルについては、その専門性や経歴・経験などから評価しており、企業経営の適法性、透明性の確保に資するスキルとともに、社会インフラに携わる企業として、開発・製品戦略、生産・品質管理に関するスキルを重要視しております。

株主総会会場ご案内図

駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

当社草津製作所　本館三階講堂

ＪＲ琵琶湖線　草津駅西口より徒歩約15分

滋賀県草津市野村三丁目４－１
電話：（077）562−1215

当日は草津駅と会場間の
無料送迎バスをご用意しております。

草津駅西口のエスカレーターで地上に下りていただいた付近におります係りの者が乗り場をご案内いたします。

無料送迎バス運行時間

往路／午前9：00～9：50（10分間隔で運行）

復路／定時株主総会終了後、随時運行

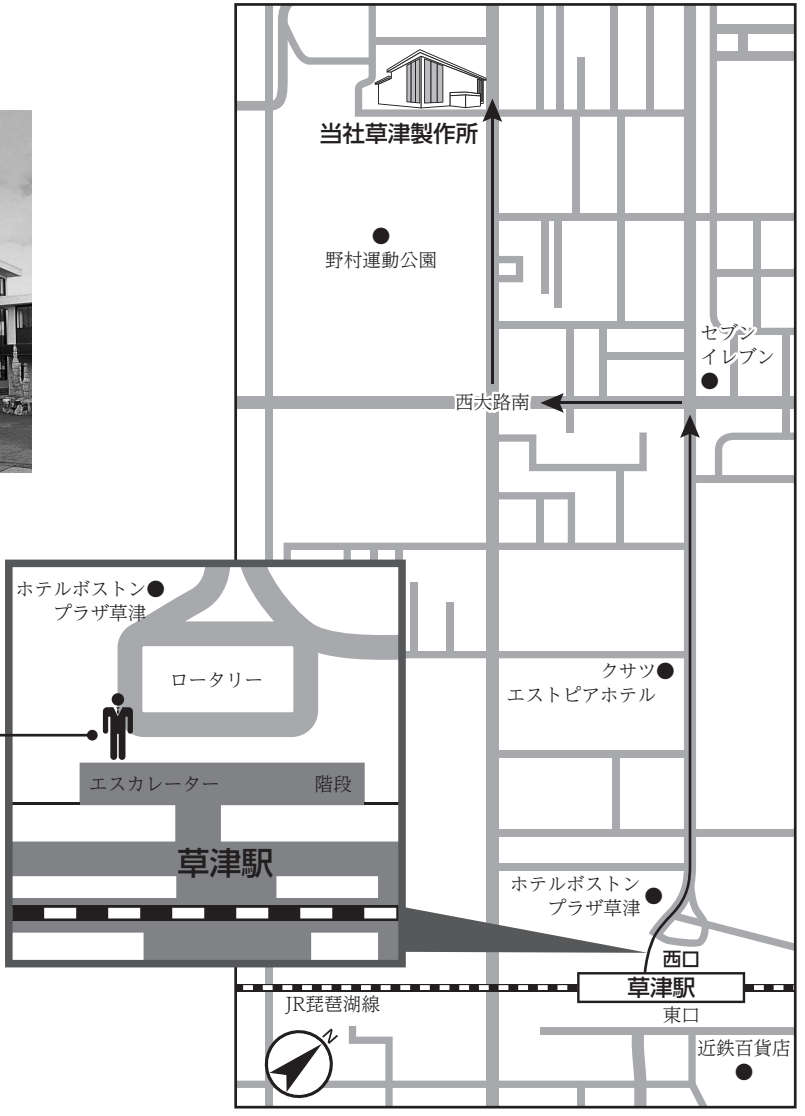

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取り下さい。

VEGETABLE OIL INK

この冊子は、環境に配慮した植物油インキを使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第６７回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

計算書類の個別注記表

第67期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

不二電機工業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には含まれておりません。

新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		2012年度新株予約権	2013年度新株予約権
発行決議日		2012年４月26日	2013年４月25日
新株予約権の数		７個	７個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式700株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式700株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		１株当たり790円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	１株当たり829円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり１円	１株当たり１円
権利行使期間		2012年５月12日から 2042年５月11日まで	2013年５月11日から 2043年５月10日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　６個 目的となる株式数　600株 保有者数　１名	新株予約権の数　６個 目的となる株式数　600株 保有者数　２名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　１個 目的となる株式数　100株 保有者数　１名	新株予約権の数　１個 目的となる株式数　100株 保有者数　１名

		2014年度新株予約権	2015年度新株予約権
発行決議日		2014年４月24日	2015年４月23日
新株予約権の数		８個	11個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式800株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式1,100株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		１株当たり1,022円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	１株当たり1,235円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり１円	１株当たり１円
権利行使期間		2014年５月10日から 2044年５月９日まで	2015年５月９日から 2045年５月８日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　７個 目的となる株式数　700株 保有者数　２名	新株予約権の数　７個 目的となる株式数　700株 保有者数　４名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　１個 目的となる株式数　100株 保有者数　１名	新株予約権の数　４個 目的となる株式数　400株 保有者数　１名

		2016年度新株予約権	2017年度新株予約権
発行決議日		2016年４月26日	2017年４月26日
新株予約権の数		33個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式3,300株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式1,300株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		１株当たり1,147円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない	１株当たり1,077円 なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり１円	１株当たり１円
権利行使期間		2016年５月11日から 2046年５月10日まで	2017年５月12日から 2047年５月11日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　16個 目的となる株式数　1,600株 保有者数　３名	新株予約権の数　８個 目的となる株式数　800株 保有者数　４名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　17個 目的となる株式数　1,700株 保有者数　１名	新株予約権の数　５個 目的となる株式数　500株 保有者数　１名

（注）新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から６年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第399条の13第２項の規定に基づき、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

１．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。

⑵　違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報窓口を設置し、専用メールアドレスへの通報を受け付ける。また、社外の弁護士へ通報できる社外通報窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。

⑶　コンプライアンス推進のため、法令や社内規則の遵守状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催する。

⑷　社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。

⑸　社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

２．　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

⑴　株主総会議事録
⑵　取締役会議事録
⑶　取締役によるその他重要会議の議事録
⑷　代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料
⑸　取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
⑹　会計帳簿、計算書類等財務関連文書
⑺　その他取締役の職務執行に関する重要文書

３．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴　当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。

⑵　万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

4．　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

⑴　取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。

⑵　取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。

⑶　取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。

⑷　取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び各部署の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する報告や企画提案を行う。経営会議での協議をもとに執行役員会で審議し、さらに取締役会付議基準に該当する事項については取締役会で審議する。

5．　当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

6．　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

⑴　監査等委員会の監査の実効性の向上ならびに職務の円滑化を目的に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。
なお、常勤監査等委員を置き、他に監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑵　前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

7．　前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）からの独立性に関する事項

⑴　６．で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑵　６．で定める使用人は監査等委員会に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査等委員会の指示のみに従うものとする。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

⑴ 常勤監査等委員は、取締役会の他に経営会議や執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。

⑵ 常勤監査等委員は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部通報の有無、その対処についての報告を受ける。

⑶ 取締役及び使用人は、監査等委員会より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。

⑷ コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査等委員会に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に関し、会社法第399条の２第４項の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 取締役は、監査等委員会の職責、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査等委員会監査基準を熟知するとともに、監査等委員会監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。

⑵ 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。

⑶ 監査等委員会は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。

11．財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．コンプライアンス体制

従業員及び役員に対し、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインに関する研修を実施し、周知と遵守状況の確認を行っております。

コンプライアンス委員会を奇数月に開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。

2．内部監査体制

社長直轄の内部監査室により、各部署の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を取締役及び監査等委員会に対して報告しております。

3．効率的な取締役の職務執行を確保するための体制

当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。また、取締役会の開催に先立ち執行役員会を開催し、各部署の責任者による業務執行に関する報告に基づき、審議すべき項目について議論を行い、情報を精査した上で取締役会に上程しております。

4．監査等委員会監査体制

監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室や会計監査人と定期的に意見交換し連携して監査を行うことで、効果的な監査を実施できる体制を構築しております。

5．財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき、当社の事業に関するリスクの評価を行った上で統制環境の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを各部署の自己点検、内部監査室による監査により評価しております。評価結果は、監査等委員会及び取締役会に報告しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において買収防衛策の導入に関する基本方針を定めておりません。

このような中で、大規模買付者が現れた場合、買付者と当社との円滑なコミュニケーションを行うこと、ならびに受領または送付した内容について速やかに情報開示を行うことができるよう、当社内部体制の充実に努めております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年４月１日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15～50年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑶ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上することとしております。

⑷ 製品保証引当金

顧客に納品した一部製品に対して、将来の保証費用に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

⑸ 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6．収益及び費用の計上基準

当社は電気制御機器の製造及び販売を行っており、取扱っている製品群は、制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器、仕入販売等となっております。顧客との契約に基づいて、受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っており、引渡し時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売の場合には、当該商品又は製品の出荷時に収益を認識しております。

輸出販売については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

また、当社では顧客の要望に応じて新製品の開発や金型及び装置の製作・販売等も行っております。これらは顧客が検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、検収時点で収益を認識しております。

履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

（製品保証引当金）

⑴　当事業年度に計上した金額　　141,870千円

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に納品した一部の製品の不具合に関連して、将来の保証費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生する製品の不具合対応費用は、対象となる製品の数量、製品１個当たりの不具合対応費用、不具合により顧客側で発生する対応費用の負担金額等、合理的に見込まれる金額に基づき算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

有形固定資産

土地	7,680千円
建物	96,327千円
計	104,008千円

⑵　担保に係る債務

短期借入金	120,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　　6,453,098千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,669千株	－千株	200千株	6,469千株

（注）発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2．自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,117千株	199千株	204千株	1,112千株

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得によるものであり、自己株式の減少は、自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月24日定時株主総会	普通株式	105,476千円	19.00円	2024年1月31日	2024年4月25日
2024年9月3日取締役会	普通株式	88,897千円	16.00円	2024年7月31日	2024年10月1日

（注）2024年4月24日定時株主総会による1株当たり配当額19.00円には、創業70周年記念配当3.00円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月24日定時株主総会	普通株式	85,698千円	利益剰余金	16.00円	2025年1月31日	2025年4月25日

4．当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

普通株式　8,100株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	21,455千円
賞与引当金	16,591千円
未払事業税	5,225千円
製品保証引当金	43,213千円
退職給付引当金	36,312千円
その他	37,697千円
繰延税金資産小計	160,497千円
評価性引当額	△17,587千円
繰延税金資産合計	142,909千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△194,503千円
繰延税金負債合計	△194,503千円
繰延税金資産（△：負債）の純額	△51,593千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク、ならびに金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないよう、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

②　市場リスク（市場価格変動リスク）

投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

③　流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年１月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額79,128千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
投資有価証券	1,168,563	1,168,563	－
資産計	1,168,563	1,168,563	－

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	802,139	－	－	802,139
国債	247,420	－	－	247,420
社債等	－	119,004	－	119,004
資産計	1,049,559	119,004	－	1,168,563

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵ 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

賃貸等不動産に関する注記

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金（千円）	議決権等の所有 （被所有割合（%））
主要株主の近親者	藤本　順子	－	－	（被所有）－ （注１）

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
－	自己株式の取得 （注２）	224,287	－	－

（注１）議決権等の被所有割合は、自己株式取得後のものであります。

（注２）自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2024年９月３日の終値によるものです。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

【財又はサービスの種類】	
制御用開閉器	1,027,269
接続機器	1,609,679
表示灯・表示器	501,716
電子応用機器	709,514
仕入販売	70,275
その他	8,994
顧客との契約から生じる収益	3,927,448
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,927,448

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,935円09銭
１株当たり当期純利益	43円94銭

退職給付会計に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

また、確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,743千円であります。

3．簡便法を適用した確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	123,290千円
退職給付費用	33,131千円
退職給付の支払額	△20,554千円
制度への拠出額	△16,652千円
退職給付引当金の期末残高	119,214千円

⑵　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	374,766千円
年金資産	△255,551千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,214千円
退職給付引当金	119,214千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,214千円

⑶　退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	33,131千円